

機械設備調査算定要領(抄)(新旧対照表)

(下線の部分は改正部分)

改 正		現 行																	
<p>(補償額の構成) 第7条 (略) 2 (略) 3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。 一 (略) 二 諸経費 イ (略) ロ 一般管理費等 一般管理費(役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費)及び付加利益(法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等)</p> <p>別添1 機械設備図面作成基準</p> <p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面名称</th> <th>作成の方法等</th> <th>縮尺</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置図</td> <td>建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。(以下「建物算定要領」という。))別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領〔ソーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		図面名称	作成の方法等	縮尺	備考	配置図	建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。(以下「建物算定要領」という。))別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領〔ソーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。			<p>(補償額の構成) 第7条 (略) 2 (略) 3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。 一 (略) 二 諸経費 イ (略) ロ 一般管理費等 一般管理費(役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費)及び付加利益(法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等)</p> <p>別添1 機械設備図面作成基準</p> <p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面名称</th> <th>作成の方法等</th> <th>縮尺</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置図</td> <td>建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。(以下「建物算定要領」という。))別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準(別表)又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		図面名称	作成の方法等	縮尺	備考	配置図	建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。(以下「建物算定要領」という。))別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準(別表)又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。		
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考																
配置図	建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。(以下「建物算定要領」という。))別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領〔ソーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。																		
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考																
配置図	建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。(以下「建物算定要領」という。))別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準(別表)又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。																		